

施設での接種に向けた準備について

施設での新型コロナワクチンの接種を実施する予定の高齢者施設等は、次の通り準備を行ってください。

高齢者施設等に併設する居宅サービス事業所等の従事者が同時に接種を受ける場合、本市への各種報告や接種医との調整については、基本的に高齢者施設等がとりまとめることを想定しています。

同時接種を行う、併設する居宅サービス事業所等が行うべき準備については、この内容を基に、居宅サービス事業所等に対し、行うべき準備等をお示しください。

1 入所者・居住者等、従事者への説明・意向確認

入所者・居住者等（以下「入所者等」という。）や、同時に接種を受ける従事者に対し、新型コロナワクチンの接種について説明し、施設で接種を受けるかの意向を確認してください。

説明は、必要に応じて「高齢者施設等での新型コロナワクチン接種のお知らせ」（様式1）や、その他厚生労働省や本市等が作成した資料を使用する等して丁寧に行ってください。

2 施設管理用の「接種予定者リスト」の作成

「接種予定者リスト」（様式は任意）を作成し、被接種者を適切に管理してください。なお、当該リストの本市への提出の必要はありません。

3 接種券（クーポン）及び予診票の確認・管理等

接種日当日に、被接種者が確実に「接種券（クーポン）」と記入した「予診票」を用意できるよう、必要に応じて事前確認や、管理等（※1）をしてください。

※1 管理等とは、主に次のようなことが想定されます。

- ・施設以外に接種券等が届く場合に、その受取人に対し、送付・持参等を依頼
- ・届いた接種券等について、紛失しないよう保管の補助（入所者等の同意により施設が預かることも差し支えありません）

＜入所・居住している施設以外の場所に住民票所在地がある方への対応＞

接種券（クーポン）等は、本人の住民票所在地に送付されるため、受取人に対して、届いた「接種券（クーポン）」と「予診票」を速やかに施設に送付・持参等するよう依頼してください。

(参考)「接種券(クーポン)」・「予診票」の発送について

対象者	発送時期 (名古屋市)	発送先	備考
入所者・居住者 (65歳以上)	4/19～22	住民票所在地	
従事者 (65歳以上)	4/19～22	住民票所在地	※2
従事者 (64歳以下)	時期未定	高齢者施設等	接種券付き 予診票を送付

※2 名古屋市に住民票所在地がある65歳以上の従事者へは、
4月19日～22日の間に、本人の住民票所在地に「接種券(クーポン)」
と「予診票」が発送されるので、そちらを使用していただきます。その
ため、提出していただいた従事者リストに記載があっても、接種券付き
予診票は送付されません。

4 入所者等と同時接種を予定する従事者リストの提出・差替え(必要に応じて)

すでに3月19日期限で提出していただいております、そのデータをもとに従事者用の接種券付き予診票を発行します。

同じタイミングでの接種を予定しているにも関わらず従事者リスト(様式2)を提出していない施設や、前回の提出時から対象者の変更等がある施設においては、以下のとおり、リストの新規提出や差替え等の対応をお願いします。

併設する居宅サービス事業所等の従事者が同じタイミングで接種する場合には、リストに当該従事者を含めて登録してください。接種券付き予診票は、まとめて高齢者施設等に送付します。

<提出・差替え方法>～従事者リスト～

次の方法で登録サイトにアクセスしてください。

URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/10702>

登録締切日 : 4月22日(木) ※この日以降は個別に対応します

主な登録内容 : 法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名
及び対応予定人数、等

(注) リストは必ず「様式2」をNAGOYA かいごネットからダウンロードして使用し、Excel形式のデータを登録してください。また、ファイル内の列をずらさないでください。

(注) リストには被接種者の情報を正確に記載してください。(正確に記

載されていない場合、接種が受けられなかったり、本人の接種履歴が正確に記録されないことによる弊害が生じる可能性があります。

(注) 1 事業所あたり 1 データでのご提出をお願いします。(1 つのデータに複数事業所のデータを混在させないでください。) ただし、併設する居宅サービス事業所等についてはこの限りではありません。

(注) リストはエクセルデータのまま (PDF に変換等せず)、パスワードロックをかけずにアップロードしてください。

(注) エクセルデータの名前に、事業所名およびサービス種別を記載してください。

(例:「様式 2 特別養護老人ホーム三の丸(特別養護老人ホーム).xlsx」)

5 接種医の確保状況の再確認

接種医の所属する医療機関に対し、新型コロナワクチンの接種が可能な医療機関(※3)として登録しているかをご確認ください。ただし、すでに確認済の場合は改めて確認していただく必要はありません。

※3 新型コロナワクチンの接種が可能な医療機関とは、「基本型接種施設」または「サテライト型接種施設」のことをいいます。

(注) 接種医が決まっていない施設に対しては、本市において、施設での接種が可能な医師とのマッチングを行います。マッチング希望登録の方法につきましては、本通知本文中の 4 をご参照ください。

6 接種医との日程調整・接種計画の作成

接種医と、施設での接種が可能な日を調整し、接種対象者全員が 2 回の接種を終えるまでの接種計画を立ててください。

調整を行う前に、接種医が所属する医療機関の種別(「基本型接種施設」又は「サテライト型接種施設」)を確認の上、「高齢者施設等での巡回接種の実施について(基本型接種施設宛て)」(別添 3-1)又は「高齢者施設等での巡回接種の実施について(サテライト接種施設宛て)」(別添 3-2)のうち、該当するものを接種医にお渡しください。

7 接種医と調整したワクチンの接種予定回数の登録

(注) 5月10日～23日の間に接種する分のワクチンについては、高齢者施設等に登録していただく情報をもとにワクチンが配送されるため、非常に重要な作業です。

(1) 5月10日～23日の接種分

接種医と接種計画を立てたら、次の期間の接種分のみ、「接種予定日」「接種予定日ごとの接種予定者数」「接種医の医療機関情報(医療機関コードを含む。)」等の情報を 4月23日(金)までに必ず登録フォームから登録してください。

・5月10日～23日の期間の接種分

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

・5月17日～23日の期間の接種分

(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

(注) この登録を行わないと、上記期間内の施設内接種分のワクチンが供給されません。また、ワクチンの供給量や配送時期によっては、希望する時期に開始できない場合があります。

(注) 接種計画上、5月23日までに接種する予定がない場合には、登録する必要はありません。

<登録方法>～ワクチンの接種予定者数の登録～

次のいずれかの方法で登録フォームにアクセスしてください。

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mx9C/toroku>

(2) 端末等で右記のコードを読み取り



登録締切日 : 4月23日(金) ※この日以降は個別に対応します

主な登録内容 : 法人名、事業所名、所在地、連絡先等、
接種医の医療機関コード、医療機関名、所在地、連絡先等、接種予定日、接種予定日ごとの接種予定者数、等

(注) 必ず、接種医師と調整した内容を登録してください。

(2) 5月24日以降の接種分

この分からは、高齢者施設等からではなく、接種医にワクチンの必要数を登録していただくように切り替えるので、高齢者施設等において登録していただく必要はありません。

接種日	<u>施設による</u> ワクチン接種予定数の登録
5月10日～16日	必要
5月17日～23日	
5月24日以降	不要

上表の内容については、接種医宛ての案内文書である「高齢者施設等での巡回接種の実施について（基本型接種施設宛て）」（別添3－1）又は「高齢者施設等での巡回接種の実施について（サテライト接種施設宛て）」（別添3－2）にも記載されています。

8 従事者の施設外での接種について ※施設外で接種を受ける場合

(1) 施設外での接種が可能となる時期

65歳未満である高齢者施設等の従事者が施設外で接種を受けることができるのは、「接種順位の考え方」（別添2）のとおり、優先接種の対象が「基礎疾患を有する者（高齢者以外）」「高齢者施設等の従事者」の時期以降です。この点は、施設内で入所者等と同じタイミングで受ける場合とは異なりますのでご注意ください。

(2) 施設外での接種時に必要なもの

優先的な接種の対象（＝高齢者施設等の従事者）であることを証明するには、接種時に「接種券（クーポン）」・「予診票」のほかに、優先接種の対象である高齢者施設等に従事することの「証明書」（様式3）を提示する必要があります。

（注）「証明書」（様式3）は、施設内で接種を受ける際には必要ありません。

(3) 証明書の発行方法

高齢者施設等が、接種を希望する従事者に対し、「証明書」（様式3）を発行してください。なお、当該証明書に押印は必要ありません。